

生活環境部

福祉環境委員会 【議案関係資料】

9月8日提出

【目次】

予算関係

自 然 保 護 課	ツキノワグマ被害防止総合対策事業について	・・・ 3
-----------	----------------------	-------

議案関係

環 境 保 全 課	秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例案について	・・・ 5
-----------	----------------------------	-------

ツキノワグマ被害防止総合対策事業について

自然保護課

1 目 的

クマ被害の防止を図るため、市町村による出没防止対策等を強化するとともに、大量出没時の支援体制を整備する。

2 概 要

(1) 市町村被害防止対策支援事業

44,901千円

環境省の指定管理鳥獣対策事業交付金等を活用し、クマの出没防止対策や実務者の育成等の取組を強化する市町村を支援する。

○補助先：14市町村

○事業内容等

事業メニュー	主な内容	補助率
出没防止対策	誘因木の伐採、緩衝帯の整備、電気柵の設置、クマスプレー等の購入、パトロールの実施等	5／6 (国2／3、県1／6)
緊急銃猟対応等実務者の育成・配置	ガバメントハンターの配置	3／4 (国1／2、県1／4)
捕獲等	捕獲活動の実施、自動撮影カメラの購入等	
危険鳥獣の出没時体制構築	緊急銃猟等に対応する資機材（防具、盾等）の配備等	

(2) 【新】ツキノワグマ大量出没時緊急体制整備事業

41,027千円

クマの大量出没時における市町村の現場での負担軽減を図るため、(一社)秋田県建設業協会との協定に基づき、地元建設業者と連携した支援体制を整備する。

○支援業務の内容

- ・箱わなの運搬・設置
- ・箱わなの回収
- ・駆除したクマの埋設 等

○支援業務の適用の目安

次のいずれの要件も満たす場合としつつ、現場の状況に応じて柔軟に対応する。

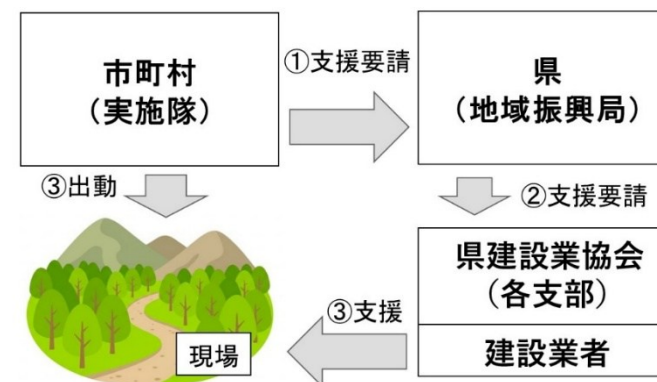
- ・市町村の1週間当たりの捕獲頭数が、昨年1週間当たりの最多捕獲頭数の8割以上であること
- ・市町村からの支援要請があること

※上記の目安に達することが見込まれる場合、あらかじめ建設業協会の各支部との調整を開始する。

○作業員の安全対策

- ・防護服等の貸与
- ・傷害保険への加入
- ・クマの生態や箱わなの取扱等に係る研修

【建設業者による支援イメージ】



3 予算額

85,928千円

(国 53,758千円、県 32,170千円)

内 訳

役 務 費	41,027千円
負担金補助及び交付金	44,901千円

秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例案について

環境保全課

1 改正理由

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和 8 年法律第 62 号。以下「防災庁設置関係法」という。）により、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 87 条の規定にある「災害復旧」が「復旧復興」に改められたことに伴い、これを引用する規定を改める必要がある。

2 改正内容

災害対策基本法第 87 条の規定による災害復旧事業を環境影響評価手続の適用除外とする規定について、防災庁設置関係法により改められた環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 53 条第 1 項の規定と同様、「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改めることとする。（第 48 条関係）

3 施行期日

この条例は、防災庁設置関係法の施行の日から施行することとする。

秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(適用除外) 第四十八条 略 2 第四条から前条までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。 一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十七条の規定による復旧復興(災害の復旧に限る。)の事業又は同法第十八条第二項に規定する事業 二 四 略	(適用除外) 第四十八条 略 2 第四条から前条までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。 一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第十八条第二項に規定する事業 二 四 略

【参考1】災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)(抄)

新	旧
(復旧復興の実施責任) 第八十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により復旧復興の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、復旧復興を実施しなければならない。	(災害復旧の実施責任) 第八十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

【参考2】環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)(抄)

新	旧
(適用除外) 第五十三条 第二章から前章までの規定は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十七条の規定による復旧復興(災害の復旧に限る。)の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業については、適用しない。 2 略	(適用除外) 第五十三条 第二章から前章までの規定は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業については、適用しない。 2 略